

乙第52号証

平成25年6月3日
関東地方整備局建政部計画管理課
小林 雄一 (印)

報告書

(本件鉄道事業事業認可の事業計画変更について)

第1 事実経緯

平成24年12月27日 東京都より事業計画変更認可申請書提出。
平成25年 3月 6日 事業計画変更認可。
平成25年 3月25日 官報告示

第2 事業計画変更認可理由

本件鉄道事業事業認可は平成26年3月31日までの施行期間となっていたが下記理由により、5年間施行期間を延伸し平成31年3月31日までの事業計画変更認可を行ったものである。

1. 用地取得の遅延

シールド立坑工事に必要な搬入路部の用地部分において、地権者との交渉が難航したため、期間を要した。

2. 環境対策による遅延

シールド発進立坑の杭打設開始時に、事業地の周辺住民から騒音対策等の要望が数多く寄せられ、地元協議を経て、工事の一時中断や夜間作業の制限が生じるとともに、当該立坑周辺に防音ハウスの設置等を行うこととなり、シールド発進が遅延した。

3. 京王井の頭線交差部における工程の見直し

京王井の頭線交差部の工事着手に向けた、鉄道事業者等の関係機関との調整に期間を要したこと及び、周辺住民からの環境対策の要望を踏まえた工法変更や工事用車両の通行制限等を反映させて、工事工程の見直しを行った結果、当初より期間を要することとなった。

以上